

## 伊賀市おためし移住施設登録制度実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、伊賀市への移住を促進し、定住人口の増加を図り、活力ある地域づくりの推進に資することを目的に、市外から移住を目的に訪れる者への移住体験プラン等を提供する宿泊施設を「伊賀市おためし移住施設」として登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領による登録制度の対象となる宿泊施設は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）による許認可を得て事業を実施している宿泊施設
- (2) 市内に所在する宿泊施設
- (3) 移住検討者に移住に関する体験プログラムを提供する宿泊施設
- (4) 伊賀市の移住促進事業に協力する宿泊施設

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員が運営するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるもの

### (登録申請)

第3条 宿泊施設を運営する者が当該宿泊施設を伊賀市おためし移住施設として登録しようとするときは、伊賀市おためし移住施設登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 宿泊施設の概要が分かるもの
- (2) 前条第1項第3号の体験プログラムの内容が分かるもの
- (3) 宿泊施設の営業の許認可証の写し
- (4) 宣誓書兼同意書（様式第2号）

### (登録等)

第4条 市長は、前条の規定による登録の申請があったときは、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、登録することが相当と認めるときは、当該登録

に係る申請をした者に対し、伊賀市おためし移住施設登録決定通知書（様式第3号）により通知するとともに、登録証を交付するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による審査の結果、登録することが適当でないと認めるときは、当該登録に係る申請をした者に対し、伊賀市おためし移住施設不登録決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（登録内容の変更）

第5条 前条第2項の規定により登録された施設（以下「登録施設」という。）を運営する者は、当該登録に係る申請の内容に変更があったときは、伊賀市おためし移住施設登録変更申出書（様式第5号）により速やかに市長に申し出なければならない。

（登録の取消し）

第6条 市長は、登録施設が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 登録施設を運営する者から伊賀市おためし移住施設登録取消し申出書（様式第6号）により登録の取消しの申出があった場合
- (2) 登録施設を運営する者の所在が不明となった場合
- (3) 公序良俗に反する行為又は登録施設としてふさわしくない行為があった場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が登録の取消しを必要と認める場合

- 2 前項の規定により登録を取り消された登録施設は、登録証を返還しなければならない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日より施行する。